

協議第38号

各種事務事業の取扱い 農政事業

各種事務事業の取扱い 農政事業 について提案する。

平成16年11月24日提出

空知中央地域合併協議会  
会長 渡辺 孝一

合併協議項目	27	各種事務事業の取扱い 農政事業
(調整内容)  別紙、協議調書のとおり  <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業振興地域整備計画</li><li>・ 農業経営基盤強化促進基本構想</li><li>・ 新規就農支援事業</li><li>・ 担い手育成事業</li><li>・ 農業法人育成支援事業</li><li>・ 農業制度資金等利子補給事業</li></ul>		

# 新市が取り組むべき農業施策の展開フロー（農政分科会）

合併を目指す3つの市町村では、農業経営の安定と発展を図るためにハード・ソフト両面からの独自の諸施策を展開し、多くの農業支援対策を実施してきました。

しかし、急速に変化する農業情勢＝環境の悪化に追いつき、乗り越えようと努力するも、国際市場にまで及び多岐にわたる問題に加え、米政策改革大綱を基本とした新たな生産調整への取組みという大きな課題が今後の水田農業に与える影響は計り知れません。

道内有数の農業地帯として発展を遂げてきた地域農業は、新市においても主要産業と位置

付けられることから、これまで以上に農業の3要素である「人」を育み、「農地」を守り、「技術と設備」を活用しながら、「売れる米づくり・産地づくり」を目指して農業・農村の維持・継続と発展を図って行かなければなりません。

## 《新市の農業を取り巻く課題》

- 1 農業構造の変化**
  - ・ 農業者の高齢化と後継者不足
  - ・ 農家戸数の減少と兼業化の増加
  - ・ 生産調整に伴う作付形態の変化
- 2 農業所得の低下**
  - ・ 農業所得目標の確保
  - ・ 農畜産物価格の低迷
  - ・ 複合経営化とコスト低減
- 3 労働力の不足**
  - ・ 後継者や新規参入の育成・確保
  - ・ 作業受委託組織の確立
  - ・ 集約型営農への転換
- 4 農地流動化の停滞**
  - ・ 高齢化や後継者不足による離農
  - ・ 情勢の不透明化による規模拡大意欲の低下
  - ・ 条件不利農地の遊休化と耕作放棄
- 5 生産基盤の確保**
  - ・ 水田の生産調整に対応する畑地化
  - ・ 用排水施設・農道の維持管理
  - ・ 圃場整備完了後の受益者負担金徴収
- 6 多様化する消費者需要**
  - ・ 農畜産物の安全性と安定生産
  - ・ 自然に配慮した環境保全型農業
  - ・ 市場性のある新作物への取組み

## 施策の方向



### キーワード

- ・ 経営者の体質強化
- ・ 経営支援システムの充実
- ・ 経営の高収益複合化の促進
- ・ 農畜産物の安定生産
- ・ 生産技術の向上とコスト低減
- ・ 女性の経営パートナー参画

- ・ 各種農業データの活用
- ・ 土地基盤の整備充実
- ・ クリーン農業の推進
- ・ 環境保全と資源リサイクルの推進

- ・ 担い手確保と育成
- ・ 組織経営体の育成
- ・ 農地の安定的な利用と確保
- ・ コントラクター組織の確立
- ・ 農業労働力のシステム化

- ・ 農村景観づくりの推進
- ・ 都市と農村の交流
- ・ アグリビジネスの促進



- 1 経営分析と生産技術の向上**
  - 1) 自己経営の分析による経営目標を設定した所得向上
  - 2) 市場性と消費動向を見据えた複合経営への柔軟な転換
  - 3) 産地化を目指す農畜産物づくりへの意識の高揚
  - 4) 経営目標を目指す効果的な生産体制の確立と技術の向上
  - 5) 複合経営に対応する総合的な技術・労働管理指導體制の充実

- 2 産地づくりを支える生産基盤**
  - 1) 地域特性に応じた作物の選定と高品質化による産地形成
  - 2) 土壌分析と施肥設計及び収量と品質の実績データに基づく土づくりの推進
  - 3) 大型機械化や作業効率などを考慮した長期的な作付形態に沿った計画的な基盤整備の実施
  - 4) 稲わら焼却の防止と有効利用を促進し有機物の積極的な活用による地力回復
  - 5) 病害虫予察の励行や有機質施用による減肥・減農薬でクリーン農業を実現し、環境配慮型の生産基盤を確立

- 3 農業の担い手づくりと農地流動化**
  - 1) 認定農業者制度の普及と経営改善計画の達成に向けた経営と技術を習得する研修の確保
  - 2) 新規参入・Uターン等の就農希望者の受入及び早期経営確立の支援体制を充実
  - 3) 地域農業の維持・発展の受け皿として担い手を核とした一般農業者とともに築く農業生産法人化の促進
  - 4) 農地保有合理化法人などの各種制度を活用した農地利用集積の促進
  - 5) 集落型営農を中心とした作業受委託組織の確立により労働力確保と農地の遊休化・耕作放棄の防止

- 4 農村づくりとまちとむらの交流**
  - 1) 交通手段や集落排水などの住環境に配慮した安心して暮らせる快適な農村環境づくり
  - 2) 花の景観づくりや並木道・防風林などの造成による美しい農村づくり
  - 3) 栗沢クラインガルテンを核として農業体験と自然景観を通じた都市生活者と農家の交流を促進
  - 4) 生産者と消費者の交流を活発化し新たな流通形態と地産地消の確立

## テーマ『新たなまちづくりを担う魅力ある農業・農村づくりに向けて』

- 施策の組立 -
- 1 新市農業の「実態把握」「問題抽出」「課題整理」
- 2 農業施策の検討
  - ・ 3市町村の現行施策の「存続・統合・再編」と「新たな施策」
  - ・ 「農業者」と「行政」「普及センター」「J A」等関係機関の役割分担
- 3 対策措置の確立
  - ・ 対策実施にあたっての「優先度」「対象範囲」「程度」

### 外的環境要因

- 1 輸入農畜産物との競合**
  - ・ WTOやFTAに伴う国際市場開放
- 2 生産調整の増加と改革**
  - ・ 作れば売れるから売れる米づくりへ
- 3 新たな基本計画**
  - ・ 輸入枠拡大に対する自給率の増加政策

## 3市町村

### 現行事務事業の調整

- 国・道の事業
- ・ 基盤強化促進対策事業
  - ・ 農業法人育成総合支援事業
  - ・ 農業制度資金
  - ・ 経営構造対策事業
  - ・ 生産振興総合対策事業
  - ・ 農業基盤整備事業
  - ・ 地域政策補助金

e t c

### 3市町村の主な独自事業

- ・ 認定農業者支援事業
- ・ 担い手、農業法人育成支援事業
- ・ 農村女性育成事業
- ・ 各種研修等づくり事業
- ・ 農業関係資金利子補給事業
- ・ 新規参入、農業後継者支援事業
- ・ 経営管理、技術支援事業
- ・ クリーン農業推進事業
- ・ 農産物販売、加工支援事業
- ・ 農業振興団体支援事業
- ・ 有害鳥獣対策事業
- ・ 農業担い手配偶者対策事業
- ・ 農業用産業廃棄物処理支援事業
- ・ 用排水管理事業
- ・ 土づくり事業
- ・ 農村体験公園事業

e t c

「存続・統合・再編」「新たな施策」

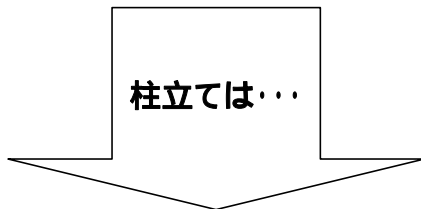
### 新市の農業施策

「イメージフロー」へ

市の農業施策イメージフロー 『新たなまちづくりを担う魅力ある農業・農村に向けて』

-施策の組み立て-

- 1 新市農業の「実態把握」「問題抽出」「課題整理」
- 2 農業施策の検討
  - ・ 3市町村の現行施策の「存続・統合・再編」と「新たな施策」
  - ・ 「農業者」と「行政」「普及センター」「J A」等関係機関の役割分担
- 3 対策措置の確立
  - ・ 対策実施にあたっての「優先度」「対象範囲」「程度」



施策の方向

- 1 経営分析と生産技術の向上
  - 1) 自己経営の分析による経営目標を設定した所得向上
  - 2) 市場性と消費動向を見据えた複合経営への柔軟な転換
  - 3) 産地化を目指す農畜産物づくりへの意識の高揚
  - 4) 経営目標を目指す効果的な生産体制の確立と技術の向上
  - 5) 複合経営に対応する総合的な技術・労働管理指導体制の充実

キーワード

  - ・ 経営者の体質強化
  - ・ 経営支援システムの充実
  - ・ 経営の高収益複合化の促進
  - ・ 農畜産物の安定生産
  - ・ 生産技術の向上とコスト低減
  - ・ 女性の経営パートナー参画
- 2 産地づくりを支える生産基盤
  - 1) 地域特性に応じた作物の選定と高品質化による産地形成
  - 2) 土壌分析と施肥設計及び収量と品質の実績データに基づく土づくりの推進
  - 3) 大型機械化や作業効率などを考慮した長期的な作付形態に沿った計画的な基盤整備の実施
  - 4) 稲わら焼却の防止と有効利用を促進し有機物の積極的な活用による地力回復
  - 5) 病害虫予察の励行や有機質施用による減肥・減農薬でクリーン農業を実現し、環境配慮型の生産基盤を確立

キーワード

  - ・ 各種農業データの活用
  - ・ 土地基盤の整備充実
  - ・ クリーン農業の推進
  - ・ 環境保全と資源リサイクルの推進
- 3 農業の担い手づくりと農地流動化
  - 1) 認定農業者制度の普及と経営改善計画の達成に向けた経営と技術を習得する研修の確保
  - 2) 新規参入・Uターン等の就農希望者の受入及び早期経営確立の支援体制を充実
  - 3) 地域農業の維持・発展の受け皿として担い手を核とした一般農業者とともに築く農業生産法人化の促進
  - 4) 農地保有合理化法人などの各種制度を活用した農地利用集積の促進
  - 5) 集落型営農を中心とした作業受委託組織の確立により労働力確保と農地の遊休化・耕作放棄の防止

キーワード

  - ・ 担い手確保と育成
  - ・ 組織経営体の育成
  - ・ 農地の安定的な利用と確保
  - ・ コントラクター組織の確立
  - ・ 農業労働力のシステム化
- 4 農村づくりとまちとむらの交流
  - 1) 交通手段や集落排水などの住環境に配慮した安心して暮らせる快適な農村環境づくり
  - 2) 花の景観づくりや並木道・防風林などの造成による美しい農村づくり
  - 3) 栗沢クラインガルテンを核として農業体験と自然景観を通じた都市生活者と農家の交流を促進
  - 4) 生産者と消費者の交流を活発化し新たな流通形態と地産地消の確立

キーワード

  - ・ 農村景観づくりの推進
  - ・ 都市と農村の交流
  - ・ アグリビジネスの促進

たとえば、

施策のイメージ

<項目名(案)>	対応する「事務事業現況調査」	備考
<b>担い手育成総合対策</b> 新規就農促進対策 農業後継者育成支援対策 担い手スキルアップ対策 地域農業組織化推進対策 担い手育成緊急特別対策	7: 新規就農支援事業 8: 担い手育成事業 9: 農業経営基盤強化促進対策事業 10: 農業法人育成支援事業 7: 新規就農支援事業	新規参入者対策 新規卒業者、Uターン 就農後のフォロー、研修 営農集団育成、農業経営の法人化 農家子弟海外研修、配偶者対策
<b>農業経営自立安定対策</b> 農業経営振興対策利子補給 農地流動化緊急推進対策	11: 農業制度資金等利子補給事業 12: 農地保有合理化事業	利子補給等 利用集積推進
<b>農とのふれあい促進対策</b> 「クラインガルテン」運営対策 地域と都市との交流対策 農村景観整備対策 ふれあいファーマー育成対策	13: 市民農園 14: 地域農業活性化対策 14: 地域農業活性化対策 14: 地域農業活性化対策	国・道の制度に基づき実施 地域内交流・地域間交流 地域内交流・地域間交流 受け入れ農業者に対する支援
<b>農業ビジネス総合対策</b> 米消費拡大対策 地域農産物販路拡大対策 農業ビジネス「はじめの一步」対策	15: 農産物消費拡大事業 15: 農産物消費拡大事業 15: 農産物消費拡大事業	直売所設置支援等
<b>農業生産推進支援対策</b> クリーン農業普及推進対策 クリーン農業実践推進対策 土づくり対策推進 病害虫対策推進 鳥獣害対策推進 米生産調整対策事業 経営構造対策事業 生産振興総合対策事業 新山村振興等農林漁業特別対策事業	16: クリーン農業推進事業 16: クリーン農業推進事業 34: 経営支援施設管理運営 35: 生産支援施設管理運営 17: 病害虫対策 18: 鳥獣被害駆除・防除対策事業 19: 米生産調整対策事業 3: 地域農業マスタープラン関係事務 20: 生産振興総合対策事業 21: 新山村振興等農林漁業特別対策事業	農業廃棄物適正処理啓発 技術指導等 土壌分析、堆肥化推進 適正防除 野生鳥獣対策 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施
<b>酪農畜産振興対策</b> 家畜衛生対策(法定) 家畜衛生推進対策 良質乳生産推進対策 採草・放牧推進対策	22: 家畜個体識別システム事務 23: 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する取り組み 24: 家畜防疫対策 24: 家畜防疫対策 25: 採草放牧事業	国・道の制度に基づき実施 保健・衛生・防疫
<b>土地基盤整備対策</b> 食料・環境基盤緊急確立対策事業 農業農村整備事業管理計画 土地改良事業計画実施 土地改良施設維持管理 農道等改良事業 土地改良事業負担金・償還金 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業	27: 食料・環境基盤緊急確立対策事業 28: 農業農村整備事業管理計画 29: 土地改良事業計画実施 30: 土地改良施設維持管理 31: 農道等改良事業 32: 土地改良事業負担金・償還金 33: 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業	国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施
<b>営農支援施設管理運営</b> 経営支援施設管理運営 生産支援施設管理運営 精肉センター管理運営 競馬場施設管理運営	34: 経営支援施設管理運営 35: 生産支援施設管理運営 36: 精肉センター管理運営 37: 競馬場施設管理運営	農業情報施設、土壌分析施設 乾燥調製施設
<b>地域農政推進対策</b> 農業振興地域整備計画 農業経営基盤強化促進基本構想 中山間地域等直接支払事業 地域農業活性化推進協議会 地域土地改良推進事務所 地域農業技術普及対策 宮島沼水鳥食害対策 内水面漁業の振興	1: 農業振興地域整備計画 2: 農業経営基盤強化促進基本構想 4: 中山間地域等直接支払事業 38: 農業振興施策協議検討組織 26: 地域土地改良推進事務所 34: 経営支援施設管理運営 18: 鳥獣被害駆除・防除対策事業 40: 内水面漁業の振興	国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 国・道の制度に基づき実施 地域独自の課題への対応 地域独自の課題への対応 地域独自の課題への対応 地域独自の課題への対応
その他 国・道の施策・制度に基づき実施する事業	-	

注1 各対策には、他に「国・道の制度に基づき実施する対策」「国費・道費による補助事業」が含まれる。  
 注2 現在3市町村において講じられている対策をもとに考察した試案であり、現行対策をそのまま講ずることを訴えるものではない。  
 注3 『対応する「事務事業現況調査」』については、主なものを整理。なお、一部重複した掲載がある。

# 協 議 調 書

協議項目	27	各種事務事業の取扱い<農政事業>	所 管	産業経済専門部会 農政分科会
------	----	------------------	-----	----------------

事務事業名	農業振興地域整備計画	提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	・合併時には岩見沢・北・栗沢地区整備計画として存続し、合併後5年を目途に都市計画・国土利用計画との整合を図りつつ、新市としての新たな整備計画を作成する。				
現 況				課 題	
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町			
<p><b>【事業目的】</b> 農業振興地域の適切な管理により、安定的な食糧供給の基盤となる優良農用地の確保を図る。</p> <p><b>【事業の概要(内容)】</b> 農業振興地域の適正な管理と農用地計画の調整を図る。</p> <p><b>【岩見沢市農業振興地域整備計画書】</b> 地域指定年度 (昭和46年度) 整備計画策定年度 (昭和47年度) 特別管理地域指定年度 (昭和50年度) 特別管理地域指定年度 (昭和63年度)</p>	<p><b>【事業目的】</b> 農業振興地域の適切な管理により、安定的な食糧供給の基盤となる優良農用地の確保を図る。</p> <p><b>【計画書管理内容】</b> 農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を総合的に見直す全体的見直しと緊急性及び目的別に位置転用許可基準等が変更と認められるものにより行う一般管理(個人除外)があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p><b>【北村農業振興地域整備計画書】</b> 農業振興地域指定計画策定年度(昭和45年9月) 農業振興地域整備計画策定年度(昭和45年9月) 農業振興地域整備計画策定年度(平成 6年6月)</p>	<p><b>【事業目的】</b> 農業振興地域の適切な管理により、安定的な食糧供給の基盤となる優良農用地の確保を図る。</p> <p><b>【計画書管理内容】</b> 特別管理地域においては、おおむね5年ごとに見直しを行うこととなっているが、それ以外の一般管理については、農用地区域の除外・用途区分の変更手続き等に併い、計画書の適正管理を行っている。</p> <p><b>【栗沢農業振興地域整備計画書】</b> 地域指定年度 (昭和46年度) 整備計画策定年度 (昭和47年度) 特別管理地域指定年度(昭和59年度) 整備計画策定年度 (昭和63年度) 特別管理地域指定年度(平成11年度) 整備計画策定年度 (平成14年度)</p>		<p>・3市町村に共通する制度であるが、策定年度・全体見直し実施年度が異なっている。</p> <p>・農業振興地域の設定に当たっては、都市計画・国土利用計画との整合が必要であり、農業振興地域整備計画単体で見直しを実施することは困難。</p> <p>・策定にあたっては、新市における総合的な土地利用計画策定として統一した考え方で実施する必要がある。</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
<p><b>【事務手順】</b>  農振農用地区域の変更等の手続き  ・変更等書類受付け  ・書類審査後変更書類等作成  ・農業委員会への変更について協議  ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間）  ・異議申立て期間（15日間）  ・農業地域整備計画の変更に係る書類提出  ・知事への農業振興地域整備計画変更協議申出書の提出  ・知事より変更についての同意通知後  ・変更後の農業振興地域整備計画の縦覧公告  ・農業振興地域変更整備計画の決定報告  ・北海道知事あて変更計画書の写しの送付</p> <p>開発行為許可申請  ・開発許可申請受付  ・書類審査後、市の意見を付して知事に進達  ・知事からの許可指令書の受理  ・申請者へ指令書を交付</p> <p><b>【その他】</b>  岩見沢市農業振興地域整備計画図  1/5,000 1/50,000</p>	<p><b>【事務手順】</b>  農振農用地区域の変更等の手続き  ・農振除外申請受付  ・書類審査後変更書類等作成  ・農業委員会への変更について協議  ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間）  ・農業地域整備計画の変更に係る書類提出  ・知事への農業振興地域整備計画変更協議申出書の提出  ・知事より変更についての同意通知後  ・変更後の農業振興地域整備計画の縦覧公告  ・農業振興地域変更整備計画の決定報告  ・北海道知事あて変更計画書の写しの送付</p> <p>開発行為許可申請  ・開発許可申請受付  ・書類審査後、村の意見を付して知事に進達  ・知事からの許可指令書の受理  ・申請者へ指令書を交付</p> <p><b>【その他】</b>  北村土地利用計画図 1/50,000  北村農業振興地域整備計画図 1/ 2,500</p>	<p><b>【事務手順】</b>  農振農用地区域の変更等の手続き  ・変更等書類受付け  ・書類審査後変更書類等作成  ・農業委員会への変更について協議  ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（30日間）  ・異議申立て期間（15日間）  ・農業地域整備計画の変更に係る書類提出  ・知事への農業振興地域整備計画変更協議申出書の提出  ・知事より変更についての同意通知後  ・変更後の農業振興地域整備計画の縦覧公告  ・農業振興地域変更整備計画の決定報告  ・北海道知事あて変更計画書の写しの送付</p> <p>開発行為許可申請  ・開発許可申請受付  ・書類審査後、市の意見を付して知事に進達  ・知事からの許可指令書の受理  ・申請者へ指令書を交付</p> <p><b>【その他】</b>  栗沢町土地利用計画図 1/50,000  栗沢農業振興地域整備計画図 1/ 2,500</p>	

事務事業名	農業経営基盤強化促進基本構想	提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	・所得目標金額等の認定要件について、地域における営農実態、国における施策の動向、道が作成する「農業経営基盤強化基本方針」等と整合を図りつつ整理の上、合併時までに新たな基本構想を策定する。				
現 況					課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町			
<p>岩見沢市農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>1)農業経営の強化の促進に関する目標 年間農業所得 1戸当たり 概ね830万円 年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり 1,800～2,000時間</p> <p>2)効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別 14 組織 2</p> <p>3)農用地利用集積の目標 80%程度</p> <p>4)基本構想の見直し 平成14年2月</p> <p>認定農業者数 348経営体 (H16年3月末現在)</p>	<p>北村農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>1)農業経営基盤の強化の促進に関する目標 年間農業所得 1戸当たり 概ね800万円 年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり 1,800～2,000時間</p> <p>2)効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別：12・組織：1</p> <p>3)農用地の利用の集積に関する目標 95%</p> <p>4)見直し完了 平成14年2月</p> <p>認定農業者数 392経営体 (うち法人27) H16.3.31現在</p>	<p>栗沢町農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>1)農業経営の強化の促進に関する目標 年間農業所得 1戸当たり 概ね700万円 年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり 1,800～2,000時間</p> <p>2)効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別12・組織1</p> <p>3)農用地の利用の集積に関する目標 96%</p> <p>4)見直し完了 平成14年2月4日(公告)</p> <p>・認定農業者数 226経営体 (うち法人0) H16.3.31現在 栗沢町農業経営改善計画認定審査委員会 (=栗沢町農業金融制度総合推進会議)が審査を実施</p>	<p>・市町村基本構想については3市町村に共通する制度であり、5年毎に道の基本方針を基に見直しを行うもので、今回は平成14年2月に実施しており、次期見直しは平成19年度である。</p> <p>・現在の市町村基本構想は合併後においても“各地区構想”として暫定的に取り扱うことができるが各市町村での認定農業者の認定要件に格差があるため、認定事務に支障をきたさぬよう合併時までに速やかに認定要件を整理することが必要。</p>		

事務事業名	新規就農支援事業	提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	<p>・新市における施策課題を整理の上、担い手・農業法人育成、新規参入、新規就農、後継者対策、結婚対策等関連する事業を包括した担い手等の育成確保支援施策として合併時に再編する。</p> <p>・岩見沢市の「就農支援補助金」、北村の「新規就農者等誘致事業」、栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業」については、合併時に再編して実施する。</p>				
現 況			課 題		
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町			
<p>新規就農者受入</p> <p>【制度概要】</p> <p>市内に居住している者又は市外から転入する者で、新たに農業経営によって自立しようとする者に対する支援を実施。</p> <p>就農支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小作料の助成</li> </ul>	<p>新規就農者受入</p> <p>【北村新規就農者等誘致特別措置条例による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的</li> <li>新規就農者の誘致と担い手の確保を図るため新たに農業経営によって自立しようとする者又は実践的農業研修を希望する者等に対する支援を実施。</li> <li>・新規就農者</li> <li>農業以外の職にある概ね22歳以上45歳未満の者で、本村に居住して農業経営によって自立しようとする意欲と能力を有する者。</li> <li>・経営計画</li> <li>条例により農業経営を始めようとする者は、「経営計画書」等を作成し、村長の認定を受けなければならない。</li> <li>・実践的農業研修</li> <li>条例により新規就農者の認定を受けた者並びに農業研修を希望する者は、就農に必要な知識や技術習得のため、所定の農業研修を受けなければならない。</li> </ul> <p>新規就農者等誘致事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小作料の助成</li> <li>・農業経営に必要な資金の借入利息助成</li> <li>・農業研修に必要な資金及び指導謝金助成</li> </ul>	<p>新規就農者受入</p> <p>【システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道農業担い手育成センターからの紹介により、普C・JA・町・受入農家が面談により受入の可否を決定</li> <li>・受入後は原則2年間の実践的農業研修を行い、地元農業者や農業委員の紹介・調整により農地の権利を設定し就農を開始</li> <li>・就農後は普C・JAの協力を得て栽培や経営管理の営農技術の指導・助言と町の支援策を受けながら経営を安定化</li> </ul> <p>栗沢町新規就農者誘致等特別対策事業(新規就農)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地取得、農地賃借の助成</li> <li>・農地、農業用施設の固定資産税相当額の助成</li> <li>・住宅確保の助成</li> <li>・資金借入の利子助成</li> </ul> <p>【予算】581,700円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の高齢化が進展する中、後継者・労働力の確保対策として必要である。</li> <li>・3市町村に類似する事業があるが、新規参入者受入のための方針を統一する必要がある。</li> </ul>		

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
<p>関係する単独補助事業制度の名称 就農支援補助金</p> <p>補助金等の額 93,000円</p> <p>制度の概要 支出先 市内に居住している者又は市外から転入する者で、新たに農業経営によって自立しようとする者 補助率 1. 農用地の賃貸借における5年以内に係る小作料の1/2以内 2. 農業経営に必要な農業用施設、機械等を取得、導入するために借り入れた制度資金の利子相当額を5年以内に限り助成</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 新規就農者等誘致事業</p> <p>補助金等の額 200,000円</p> <p>制度の概要 新規就農者の誘致と担い手の確保を図るため概ね22才以上45才未満の新規就農者で概ね水田8割、畑作2割以上の経営計画を樹立した者に対し経費を助成。 事業対象：新規就農者 小作料の助成 助成率：1/2 農業経営に必要な資金の借入利息助成 助成率：利子全額 (予算の範囲・5年を限度) 農業研修に必要な資金及び指導謝金助成 助成率：利子全額 (予算の範囲・10年を限度)</p>	<p>新規就農者経営開始資金貸付</p> <p>【メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農施設等資金～北海道が新規就農者の早期自立を促進するために初期投資として貸付ける無利息資金</li> <li>・栗沢町農業振興資金～農業経営に必要な農業用機械・施設の導入のための資金を低利で融資</li> </ul> <p>関係する単独補助事業制度の名称 新規就農者誘致等特別対策事業</p> <p>補助金等の額 212,000円</p> <p>制度の概要 農業以外の職業から農業経営を志し、栗沢町に居住して農業経営で自立しようとする22歳から45歳未満の者に対し以下の支援を実施。 ・農地取得価額の20%または300万円以内のいずれか低い額 ・農用地賃借料の1年分または150万円以内のいずれか低い額 ・農用地及び農業用施設に課せられる固定資産税の3年間分の額 ・5年以内に住宅を新築・購入(中古住宅を含む。)・増改築する場合は事業費の2分の1または50万円以内、営農用飲雑用水施設を整備する場合は事業費の77.5%又は50万円以内のいずれか低い額 ・農業振興資金(500万円を限度)を借入れた場合、利子額を農業経営開始年から5年間を利子補給</p>	

事務事業名	担い手育成事業	提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	<p>・新市における行政課題を整理の上、担い手・農業法人育成、新規参入、新規就農、後継者対策、結婚対策等を柱として、農業大学・農業塾等関連事業を包括する担い手等の育成確保支援施策として合併時に再編する。</p> <p>・岩見沢市の「担い手・農業法人育成支援補助金」、北村の「農業大学海外研修報償」、栗沢町の「ふるさとづくり事業」については、合併時に再編して実施する。</p> <p>・北村の「就農サポート奨学金」、栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業(農業大学校への修業費用助成)」については、合併時に廃止する。</p> <p>・北村の「農業後継者奨学金」・「経営管理技術研修受講補助金」・「新技術等導入支援補助金」・「農業特殊資格取得支援事業補助金」については、合併時に廃止する。</p> <p>・北村の「担い手経営展開報償(産業経営展開報償)」・栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業(新学卒・Uターン)」については、合併時に廃止する。</p> <p>・北村の「担い手経営展開報償(担い手新生活支援報償)」・栗沢町の「結婚祝金」については、合併時に廃止する。</p> <p>・北村の「産業後継者結婚祝金」に係る「結婚後7年目の交付」については、合併後も継続して実施する。</p> <p>・北村の「結婚成立報償」、栗沢町の「結婚祝金(仲介者謝礼)」については、合併時に廃止する。</p> <p>・北村の「ブライダル・アドバイザー設置」・「農業後継者お見合い交流会実行委員会負担金」については、合併時に廃止する。</p> <p>・栗沢町の「農業振興対策事業(暗渠事業・設備等導入事業)」については、新市において再編して実施する。</p>				
現 況					
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町		課 題	
	<p>農業大学開設事業</p> <p>【目的】            企業的な農業経営と地域農業推進のリーダーとなる人材の養成を行い、北村農業の発展と地域に結びついた活動を促進することを目的とする。</p> <p>【事業概要】            農業経営過程 2年間            教科 プラント外活動、加工実習、現地研修、            アグリマネージメントスクール参加、道内研修、            海外研修、機械整備研修、            経営分析講座、報徳講習、農業士の養成</p> <p>単位 1年生91単位 2年生167単位            (1時間1単位)</p> <p>【備考】            平成15年度からの受講生に対し実施。            平成16年度からの新規受講生に対しては「農業後継者育成支援事業」として実施。</p> <p>【予算】            1,373千円(平成16年度)</p>	<p>栗沢町農業塾</p> <p>【目的】            ・活力とうるおいのある農業・農村づくりを目指し、時代に即応する多様な担い手の育成と地域リーダーを養成する。</p> <p>【事業概要】            ・農業経営者及び農業後継者、新規就農者又は新規就農予定者とし、将来においても農業で自立する概ね45歳までの男子を対象とする。            ・農業経営・農業政策・社会・経済・生活など今後の営農や地域の発展に寄与する様々な項目について、自主的な活動による効果的な研修を実施する。</p> <p>【経費】            ・研修に必要な経費は主催団体である栗沢町農業活性化推進協議会(同会の予算のうち150千円)が負担する。ただし、講座や研修視察等の実施にあたり、経費の一部を自己負担する場合がある。</p>		<p>・農業者の高齢化が進展する中で各市町村が様々な事業展開を見せているが、今後も地域農業の担い手や後継者の育成確保対策を講ずることが必要である。</p> <p>北村、栗沢町では行政が主催する研修を行っているが、岩見沢市では行っていない。</p> <p>・「北海道指導農業士・農業士に関する事務」は道の制度に基づく事務であり、3市町村に共通する事務。</p> <p>・各市町村において単独補助事業を実施しているが、共通・類似する事業、市町村固有の事業等、その内容に差がある。</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
		<p>栗沢町農村女性大学</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活力とうるおいのある農業・農村づくりを目指して、時代に即応する多様な担い手の経営パートナーを育成する。</li> </ul> <p>【入学資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に従事している女性または農業に従事予定の女性とし、年齢制限はない。</li> </ul> <p>【研修概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・農村・社会・経済・生活など、女性が経営のパートナーとして活躍し、地域の発展に寄与する様々な項目について、自主的な活動による効果的な研修を実施する。</li> </ul> <p>【経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に必要な経費は、主催団体である栗沢町農業活性化推進協議会（同会の予算のうち150千円）が負担する。ただし、講座や研修視察等の実施にあたり、経費の一部を自己負担する場合がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業研修農場 就農研修者を主とした野菜等の生産技術向上を目的とする約4haの農業研修用畑地 保全管理委託282,000円</li> </ul>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
<p>担い手・農業法人育成支援事業 (平成16年度事業)</p> <p>【目的】 地域農業の担い手不足に対処するため、新規就農者の確保と後継者の資質(基本技術)の向上を図るとともに、農家戸数が減少し経営規模が拡大している現状で、経営者としての経営管理能力の向上を図るため、研修支援・就農支援等を行う。</p> <p>農業研修支援</p> <p>【研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外農業研修</li> <li>・国内先進地農業研修</li> </ul> <p>【派遣対象】 経営改善に意欲的に取り組んでいる青年及び女性で、現在地域のリーダー、または将来地域のリーダーとなりうる方 先進技術等研究支援 家畜排泄物処理に係る調査、研究を支援する 担い手農業者活動支援 農業後継者団体の活動を支援する 農業法人育成支援(別掲) 法人設立に要する経費の支援、自発的研修会の開催に要する経費の支援</p> <p>【予算】 2,200千円(平成16年度)</p>	<p>農業後継者育成支援事業</p> <p>【目的】 就農形態の多様化や農業後継者のニーズへの機敏な対応を図るため、道・村・村内優良農家等との連携のもと、実践的な研修システムを構築し、段階的・習熟別の指導体制を整備</p> <p>【事業概要】</p> <p>就業年限 3年 研修時間 540時間 (年180h/年180h/年180h)</p> <p>研修方法 実践・個別研修型 指導体制 拠点施設・普及センター・ 村内指導農業士・JA等</p> <p>定員 4名程度</p> <p>研修内容</p> <p>1年目 基本技術課程 2年目 実践技術課程 3年目 経営展開課程</p> <p>【予算】 1,976千円(平成16年度)</p> <p>北村産業担い手サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北村産業担い手新生活支援報償制度</li> <li>・北村産業経営展開報償制度</li> <li>・北村就農サポート就学金貸付事業</li> <li>・農業経営管理能力向上支援事業</li> <li>・新技術等導入支援事業</li> <li>・農業用特殊技術資格取得支援事業</li> </ul>	<p>栗沢町新規就農者誘致等特別対策事業 (新学卒・Uターン)</p> <p>【目的】 担い手の確保を図るため、農業経営によって自立しようとする者に支援対策を講じ、農業の振興と活性化を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学卒やUターンの農業後継者に奨励金500,000円を交付 (平成15年度までは1,000,000円)</li> </ul> <p>【予算額】 5,000,000円(平成15年度)</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
<p>北海道指導農業士・農業士に関する事務</p> <p>【目的】 次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興に対する助言、協力を行う優れた農業者を推薦する。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次代の農業の担い手になろうとする者の受入及び指導</li> <li>2 農村青年及びこれらで組織するグループに対する助言、指導</li> <li>3 地域農業の振興、農村生活の向上に関する助言、協力</li> </ol>	<p>北海道指導農業士・農業士に関する事務</p> <p>【目的】 次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興に対する助言、協力を行う優れた農業者を推薦する。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次代の農業の担い手になろうとする者の受入及び指導</li> <li>2 農村青年及びこれらで組織するグループに対する助言、指導</li> <li>3 地域農業の振興、農村生活の向上に関する助言、協力</li> </ol>	<p>栗沢町ふるさと人づくり事業 農業の人づくり (農業後継者育成・農業技術研修) 海外研修～経費の2/3 国内研修～経費の1/2 J A 青年部女性部・生産組織等</p> <p>【予算】 734,000千円</p> <p>栗沢町農業振興対策事業 暗渠事業補助金 (予算額1,200千円=対象面積12ha分) 農業後継者等育成事業補助金 (平成15年度まで) (予算額3,500千円=対象事業費10,500千円分)</p> <p>北海道指導農業士・農業士に関する事務</p> <p>【目的】 次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興に対する助言、協力を行う優れた農業者を推薦する。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次代の農業の担い手になろうとする者の受入及び指導</li> <li>2 農村青年及びこれらで組織するグループに対する助言、指導</li> <li>3 地域農業の振興、農村生活の向上に関する助言、協力</li> </ol>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
<p>関係する単独補助事業制度の名称 担い手・農業法人育成支援補助金</p> <p>補助金等の額 2,200,000円</p> <p>制度の概要 ・農業研修支援 (海外900千円、国内先進地300千円) 支出先：岩見沢で今後も営農し、経営改善に意欲的に取り組んでいる青年及び女性で、現在、地域のリーダー、または将来地域のリーダーとなりうる方 補助率：予算の範囲内 (但し、海外については経費の80%以内) ・先進技術等研究支援(300千円) 支出先：岩見沢市酪農振興会 補助額：予算の範囲内 ・担い手農業者活動支援(100千円) 支出先：農業後継者グループ (岩見沢市4Hクラブ) 補助額：予算の範囲内 ・農業法人育成支援(600千円) 支出先：農業法人化志向者 補助額：予算の範囲内</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 農業大学海外研修報償</p> <p>補助金等の額 1,200,000円</p> <p>制度の概要 農業大学海外研修報償</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 就農サポート奨学金</p> <p>補助金等の額 288,000円</p> <p>制度の概要 農業関係教育機関(大学、短期大学、専門学校)に進学する農業後継者に対する奨学資金の貸付 事業対象：農業後継者 貸付期間：大学等の所定就学期間 (最長4年間) 貸付額：年額144千円/人 償還免除：教育期間修了後就農した場合は償還を免除</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町ふるさと人づくり事業</p> <p>補助金等の額 2,126,000円</p> <p>制度の概要 海外研修～経費の2/3 国内研修～経費の1/2 J A 青年部女性部・生産組織等</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町新規就農者誘致等特別対策事業</p> <p>補助金等の額 (北海道農業担い手センターが貸し付ける資金を活用)</p> <p>制度の概要 道立農業大学校での所定の修業年限にかかる費用の2分の1以内</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 農業後継者奨学金</p> <p>補助金等の額 288,000円</p> <p>制度の概要 農業及び農業者以外の子弟で将来的に北村で農業を営む者に対し奨学金を貸付し、優れた農業後継者を育成するため奨学金の貸付を行う。 事業対象：高校生 貸付期間：高校就学後3年間 貸付額：月額12,000円 償還猶予：高校卒業後又は進学後北村で引き続き5年間農業に従事している期間 償還免除：上記5年間経過後 平成15年3月廃止（継続者のみ貸付）</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 経営管理技術研修受講補助金</p> <p>補助金等の額 240,000円</p> <p>制度の概要 道立農業試験場や種苗会社等での研修の受講に要する経費に対する補助 事業対象：農業経営者・農業後継者 補助率：10/10以内（年額60千円を限度）</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 新技術等導入支援補助金</p> <p>補助金等の額 120,000円</p> <p>制度の概要 高度な経営管理技術や知識を習得を目指す農業後継者の経営管理に関する研修の受講に要する経費に対する補助 事業対象：農業経営者・農業後継者 補助率：10/10以内（年額120千円を限度）</p>		

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 農業特殊資格取得支援事業補助金</p> <p>補助金等の額 100,000円</p> <p>制度の概要 産業用無人ヘリコプター操縦資格の新たな取得に要する経費の補助 事業対象：農業者で構成されるグループ、団体 補助率：1/2以内（1人当たり100千円を限度）</p>		
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 担い手経営展開報償（産業経営展開報償）</p> <p>補助金等の額 2,400,000円</p> <p>制度の概要 経営を移譲して3年を経過した産業経営者に対し、経営展開を支援するための報償金を交付 事業対象：農業後継者（45歳以下） 報償金の額：300千円</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町新規就農者誘致等特別対策事業</p> <p>補助金等の額 600,000円</p> <p>制度の概要 中学校以上の課程を卒業し、その年から町内で農業に従事または農業経営で自立する者（＝新学卒者）並びに町内に農業を営営する親又は親戚がいて、農業以外の職業から就農する22歳から45歳未満の者（＝Uターン者）に対し、奨励金50万円を交付</p>	
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 担い手経営展開報償（担い手新生活支援報償）</p> <p>補助金等の額 2,400,000円</p> <p>制度の概要 結婚する産業担い手に対する結婚祝金を交付 事業対象：農業後継者（45歳以下） 祝金の額：300千円</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 結婚祝金</p> <p>補助金等の額 250,000円</p> <p>制度の概要 栗沢町ハッピープレゼント 1.対象者：農業後継者 2.金額：50,000円 （ただし、原則として1回限りとする。）</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 産業後継者結婚祝金 補助金等の額 3,500,000円 制度の概要 事業対象：産業後継者 祝金の額：結婚時50万円、継続して家業に従事したときは結婚後7年目に50万円 条例は平成15年3月に廃止されており、「7年目の交付」について実施。</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 結婚成立報償 補助金等の額 200,000円 制度の概要 産業後継者の結婚を仲介し、成立させた者に対し1組10万円の結婚成立報奨金を支給する。 事業対象：仲介者 支給額：10万円</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 北村ブライダル・アドバイザー設置 補助金等の額 1,433,000円 制度の概要 結婚相談活動等を行う北村ブライダル・アドバイザーの設置</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 結婚祝金 補助金等の額 250,000円 制度の概要 栗沢町ハッピープレゼント 1.対象者：農業後継者 2.金 額：50,000円 (ただし、原則として1回限りとする。)</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 結婚祝金 補助金等の額 500,000円 制度の概要 栗沢町ハッピープレゼント 【仲介者謝礼】 1.対象者 農業後継者の結婚を仲介し、成立させた者 2.金 額：1組100,000円</p> <p>(団体あり、補助なし)</p>	

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 農業後継者お見合い交流会実行委員会負担金 補助金等の額 250,000円 制度の概要 実行委員会に対する助成 月形町と合同開催（1泊2日）しており、 事務については隔年で担当 平成16年度は北村担当</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町農業振興対策事業 （暗渠事業・設備等導入事業） 補助金等の額 3,200,000円 制度の概要 暗渠事業補助金 （予算額70万円＝対象面積7ha分） 認定農業者が振興作物の安定的な生産を図る ために必要な浅層暗渠で、1回の施工面積が 10%以上である場合、予算の範囲内において 10%当たり1万円を補助。 設備導入支援事業補助金（平成16年度） （予算額250万円＝対象事業費750万円分） 振興作物を生産するために、認定農業者を含 む3名以上の農業者が共同で利用する野菜等 の播種機、移植機、収穫機及び選別機等小農 機具並びに附属施設を整備する場合、予算の 範囲内において当該事業費の3分の1以内で 70万円を限度に補助。 ただし、認定農業者が共同で利用する者の半 数を超えることが必要。  申請者は町税・国民健康保険料・介護保険 料を完納していることが必要。</p>	

事務事業名	農業法人育成支援事業	提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	・新市における施策課題を整理の上、合併時に再編する。 ・国費による推進指導事業については、継続して実施する。 ・岩見沢市の「担い手・農業法人育成支援補助金」、北村の「生産組織育成交付金」については、合併時に再編して実施する。				
現 況			課 題		
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町			
<p>【名称】 担い手・農業法人育成支援事業 (平成16年度事業) うち農業法人育成支援</p> <p>【事業目的】 地域農業の担い手不足に対処するため、農業法人の育成支援を行う。</p> <p>【事業概要】 法人設立に要する経費の支援、自発的研修会の開催に要する経費の支援</p> <p>【予算】 (平成16年度) 全体予算額 2,200千円 うち法人育成支援に係るもの 600千円</p>	<p>【名称】 農業生産組織育成支援事業 平成16年度で事業終了</p>	<p>【名称】 農業法人育成総合支援事業</p> <p>【事業目的】 ・農業経営の法人化の加速、法人化後の経営発展のための支援策に取り組み、地域農業の担い手である効率的かつ安定的な農業法人経営の育成を図る。</p> <p>【事業概要】 ・農業経営の法人化の普及・啓発 ・法人化に向けた研修・講習会の開催 ・農業経営の法人化に関する相談・指導 ・法人経営に関する調査・研究・情報提供</p> <p>【補助率】 ・国庫補助～事業費予算210千円の1/2以内</p>	<p>・集落型営農・農業生産法人化への加速、高齢化対策と後継者や労働力確保のための法人化設立誘導 今後の農業経営に重要な担い手として普及・啓蒙を要する。</p>		

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
関係する単独補助事業制度の名称 担い手・農業法人育成支援補助金 補助金等の額 2,200,000円 制度の概要 ・農業法人育成支援（600千円） 支出先：農業法人化志向者 補助額：予算の範囲内	関係する単独補助事業制度の名称 生産組織育成交付金 補助金等の額 600,000円 制度の概要 新たに生産組織を設立または既存の生産組織の再編する際に必要な地域内の合意形成や地域農業システムの構築等に必要な推進事業費として交付金を交付 事業対象：生産組織 交付額：定額、1/3(予算の範囲内で定める額) 平成16年度までの事業		

事務事業名	農業制度資金等利子補給事業		提案年月日	平成16年11月24日(第8回協議会)	確認年月日	
調整方針(案)	<p>・国・道の制度に基づく利子補給については、継続して実施する。</p> <p>・現行の市町村単独事業は、農業経営の安定のため農業者負担の軽減を行うものであり、資金使途、利子補給の率及び期間について、現在講じられている施策を基に検討し、合併時に再編するが、現行制度に係る債権者に対する利子補給については、継続して実施する。</p> <p>・北村の「産業振興基金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。</p> <p>・北村の「経営改善関係資金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。</p> <p>・北村の「農地取得資金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。</p>					
現況			課題			
岩見沢市	北村	栗沢町				
<p>農業制度資金利子補給</p> <p>【事業目的】 農業者が借り入れた制度資金に対する利子補給等を行い農家負担の軽減を図る</p> <p>【対象資金】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業経営基盤強化資金（L資金）</li> <li>2. 次世代農業者支援対策資金</li> <li>3. 21世紀農業フロンティア資金</li> <li>4. 農地保有合理化促進特別事業</li> <li>5. 担い手育成支援事業</li> </ol> <p>【その他】 現在扱っている利子補給件数 農業経営基盤強化資金（L資金） 277件 次世代農業者支援対策資金 16件 21世紀農業フロンティア資金 1件</p>	<p>農業制度資金利子補給</p> <p>【事業目的】 各種資金や利子補給を行うことにより、農業の経営の安定や経営改善を図るとともに、優良農地を保全する。</p> <p>【事業効果】 農畜産物価格の下落に伴う農家経済の低迷や担い手の高齢化や後継者不足など農業・農村を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、各種制度資金への利子補給は、経営の安定化に資するものである。 農業経営が厳しさを増す中、経営の安定と改善のためには継続した利子補給制度の実施が必要である。</p> <p>【対象資金】</p> <p>&lt;国・道の制度に基づくもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化資金 216件(9,684千円)</li> <li>・次世代農業者支援融資資金 50件(3,790千円)</li> </ul> <p>&lt;村単独の制度に基づくもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北村経営改善関係資金 7件(107千円)</li> <li>・北村農地取得資金 14件(737千円)</li> </ul>	<p>農業制度資金利子補給</p> <p>【事業目的】 ・農業経営の安定を図るため、農業者に貸付られた資金に対する利子補給及び天災資金借入利子の負担軽減を図る。</p> <p>【対象資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代農業者支援融資事業 8件</li> <li>・農業経営基盤強化資金（L資金）87件</li> <li>・平成15年度天災資金 8件</li> </ul> <p>【利子補給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代農業者支援融資事業 714千円（道費）</li> <li>・農業経営基盤強化資金（L資金）4,647千円（道1/2・町1/2）</li> <li>・天災資金（平成16年度から利子補給発生・予算101千円）</li> </ul>	<p>・現行制度により実施した対策に係る債務が合併後当分の間残る。</p> <p>・貸付審査では農業者の負債と経営安定のバランスを見据えた農業金融制度総合推進会議での審議が必要である。</p>			

現 況			課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町	
	<p>北村産業振興基金利子補給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施件数 14件</li> <li>・利子補給額 54千円</li> </ul> <p>関係する単独補助事業制度の名称 北村産業振興基金利子補給</p> <p>補助金等の額 804,000円</p> <p>制度の概要 機械器具、施設、設備、運転等の資金の貸付けを受けた者に対する利子補給の実施 事業対象：農業者 利子補給率 4%以下の資金：2%を超える利率差 4%以上：利率の1/2以内 利子補給期間：5年以内。ただし運転資金については3年以内</p>	<p>栗沢町農業振興資金</p> <p>【資金種別】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近代化施設・土地改良・農地拡大・振興作物種苗購入・堆肥生産・複合化・振興作物暗渠・特認</li> </ul> <p>【利子補給額】 8,000円</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町農業振興資金</p> <p>補助金等の額 206,000円の内</p> <p>制度の概要 近代化施設資金、土地改良資金、振興作物種苗購入資金、堆肥生産基盤整備資金、・農業経営複合化対策事業資金、振興作物暗渠資金、特認資金</p> <p>注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・道費補助及び制度資金借入事業は対象外。ただし、農地拡大資金は対象。</li> <li>2 自家労働力施工の事業費は対象外。</li> <li>3 基準金利に町が利子補給。 (基準金利は平成16年4月21日現在で2.95%)</li> <li>4 利子補給率は資金により1.475%または2.200%。 基準金利の変動により利率は変動。</li> </ol>	

現 況		課 題
岩 見 沢 市	北 村	栗 沢 町
	<p>関係する単独補助事業制度の名称 経営改善関係資金利子補給</p> <p>補助金等の額 193,000円</p> <p>制度の概要 農地の取得により、経営の改善を目指す農業者の資金計画及び安定的な経営体を目指す農業者を支援ため、経営改善関係資金の融資残として、借り入れる農業協同組合が融資する資金の実質金利を引き下げるための利子補給 利子補給期間：借り入れた年から5年間 助成率：融資残20%に対する経営改善資金と農協融資資金の利率差の0.625%以内 平成14年7月1日からの措置</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 農地取得資金利子補給</p> <p>補助金等の額 738,000円</p> <p>制度の概要 経営改善のための計画に則して効率的、安定的な経営体を目指す認定農業者の計画達成を支援するため、借り入れた農地等取得資金の利子補給 事業対象：認定農業者 利子補給期間：借り入れた年から10年間 助成率：2.5%を超える利率差 平成14年6月30日までの措置 平成18年度をもって利子補給終了</p>	<p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町農業振興資金</p> <p>補助金等の額 206,000円の内</p> <p>制度の概要 農地拡大資金 注) 1 国・道費補助及び制度資金借入事業は対象外。 ただし、農地拡大資金は対象。 2 自家労働力施工の事業費は対象外。 3 基準金利に町が利子補給。 (基準金利は平成16年4月21日現在で2.95%) 4 利子補給率は資金により1.475%または2.200%。 基準金利の変動により利率は変動。</p> <p>関係する単独補助事業制度の名称 栗沢町農業振興資金</p> <p>補助金等の額 206,000円の内</p> <p>制度の概要 農地拡大資金 注) 1 国・道費補助及び制度資金借入事業は対象外。 ただし、農地拡大資金は対象。 2 自家労働力施工の事業費は対象外。 3 基準金利に町が利子補給。 (基準金利は平成16年4月21日現在で2.95%) 4 利子補給率は資金により1.475%または2.200%。 基準金利の変動により利率は変動。</p>